
足寄町農業委員会 第35回総会会議録

自 令和4年2月25日

至 令和4年2月25日

足寄町農業委員会

令和4年2月25日 第35回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時 分

1 出席委員

1番 遠藤 勇	2番 石黒 彰	3番 遠國 和宏
4番 吉村 進	5番 岡元 義春	6番 榊原 武義
7番 宮口 孝治	8番 荻原 博佳	9番 鳥羽 秀男
10番 吉川 友二	11番 阿部 昇	12番 齋藤 陽敬

2 欠席委員

3 議事に参与するもの

事務局長 山田 弘幸
総務担当主査 留田 篤史
総務担当主査 餌取 秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第4号 土地の現況証明書下付について
- 日程第 7 議案第5号 賃借料情報の提供について

第35回農業委員会総会

令和4年2月25日

開会 午後1時30分

(開会)

○議長 ただいまから、令和3年度第35回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、全員の出席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、4番吉村進委員、5番岡元義春委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

よって、1番から6番まで、一括で、説

明します。

1番から3番を説明します。本件は、普通畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年1月24日であり、土地の引渡期日は令和4年1月24日です。

なお、解約された農地は、議案第2号1番2番で、ご審議頂きます。

次に、4番、5番を説明します。本件は、普通畑等の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年1月31日と令和4年2月9日であり、土地の引渡期日は令和4年1月31日と令和4年2月9日です。

なお、解約された農地は、今後、利用調整する予定です。

次に、6番を説明します。本件は、普通畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年1月17日であり、土地の引渡期日は令和4年1月17日です。

なお、解約された農地は、議案第3号2番で、ご審議頂きます。

1番から6番まで、すべての案件が、合意による解約日が引き渡すことになる日の期限前六箇月以内に成立しています。

従いまして、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の

説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の賃貸借設定許可申請のあった、賃貸人、賃借人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。賃貸人、賃借人の住所氏名等につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南1丁目10番2ほか6筆、計7筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、現況は畑です。

面積につきましては、77,067㎡です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃借人の変更に伴い、新たに、賃貸するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間で770,000円、10アール当たりで10,000円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

なお、12月24日開催の全員協議会で、航空写真等により確認を実施しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

ど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。賃貸人、賃借人の住所氏名等につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南1丁目10番12ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は畑、田、原野、現況は畑です。

面積につきましては、12,796㎡です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃借人の変更に伴い、新たに、賃貸するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間で127,000円、10アール当たりで10,000円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

なお、12月24日開催の全員協議会で、航空写真等により確認を実施しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

次に、3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。賃貸人、賃借人の住所氏名等につきましては記載の

とおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南1丁目1番3ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、48,019㎡です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃貸人の離農に伴い、新たに、賃貸するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間で480,000円、10アール当たりで10,000円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

なお、12月24日開催の全員協議会で、航空写真等により確認を実施しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和3年度第8号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするもので

す。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町大誉地727番6ほか18筆、計19筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、160,955㎡のうち、畑が91,376㎡、採草放牧地が69,579㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を賃貸借により利用権の設定を行おうとするものです。

利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが1年間193,140円、諸経費充当分が72,427円で、合計265,567円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が保有する農地を貸し付ける案件です。令和3年11月29日開催の第32回農業委員会総会において、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と議決され、公益財団法人北海道農業公社へ買入協議の実施要請を行い、令和3年12月24日開催の第33回農業委員会総会において、公益財団法人北海道農業公社が買入れた農地です。

本農地の借受人は酪農経営で、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 1番につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町上利別424番2ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、70,820㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、移転時期等につきましては、記載のとおりです。

売買金額ですが、7,790,000円、10アール当たり110,000円で、支払方法につきましては記載のとおりです。

本件は、足寄町農業協同組合が利用調整を行い、農地保有合理化事業を活用し、農用地利用集積計画作成申出書に基づき公益財団法人北海道農業公社への売買が進められた案件です。

買受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買はすべて適法と判断しました。

なお、本農地は公益財団法人北海道農業公社への所有権移転が完了した後、前賃借人に貸付けを予定しております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 2番につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番につきましては、貸主の

経営移譲年金等の受給のため、農地法第3条の許可を受け、使用貸借していた案件ですが、令和4年2月28日で期間が満了になることから、改めて、10年間の再契約するものです。

借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借はすべて適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 3番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、4番を説明します。

局長。

○事務局長 4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別372番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、59,688㎡のうち、56,278㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に賃料ですが、1年間112,000円、10アール当たり2,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から近隣の利用権の設定等を受ける者への賃貸借の申し出により、地域担当農業委員である阿部委員と協議し、両者で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めた

ものです。

議案調査書のとおり、賃借人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく、お願いします。

○議長 4番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、5番から8番を説明します。

局長。

○事務局長 5番から8番までは農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借されており、令和3年12月20日を持って期間満了となったため、農用地利用集積計画(賃貸借)を再設定する案件です。

それぞれの案件の設定内容につきましては、議案書のとおりです。

議案調査書のとおり、本件の賃借人はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 5番から8番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

○議長 6番、榊原委員。

○榊原委員 7番ですが、所有者はかなり高齢ですが、連絡は取れていますか。

○事務局長 足寄町に在住で、本人とは連絡が取れています。息子さんに確認し、進めています。

○議長 他に、質疑はありませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、9番、10番を説明します。

局長。

○事務局長 9番、10番につきましては、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で、説明します。

9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷺府141番2ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、宅地、現況は畑です。

面積につきましては、28,653.32㎡のうち、27,549.32㎡です。

次に賃料ですが、1年間192,000円、10アール当たり7,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

議案調査書のとおり、賃借人は畑作経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

次に、10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷺府145番1ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、57,861㎡のうち、52,702㎡です。

次に賃料ですが、1年間369,000円、10アール当たり7,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

議案調査書のとおり、賃借人は畑作経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

次に、本件は、利用権の設定等を受ける者から賃貸借の申し出があり、地域担当農

業委員である鳥羽委員と協議し、両者で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく、お願いします。

○議長 9番、10番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

11番から15番につきましては、荻原博佳委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 50分 休憩

午後 1時 51分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

11番から15番を説明します。

局長。

○事務局長 11番から15番につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一人であるため、一括で、説明します。

11番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾235番1ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、現況は畑です。

面積につきましては、105,536㎡のうち、52,172㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、利用権の設定等を受ける者への経営継承に伴い、牧草畑を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、12番から15番を説明します。利用権の設定等を受ける者への経営継承に伴う利用権の移転であり、議案書に記載のとおりで、特に、詳細に説明する事項がありませんので、説明は書略されて頂きます。

なお、議案調査書のとおり、賃借人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく、お願いします。

○議長 11番から15番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

ここで、暫時、休憩します。

午後 1時 52分 休憩

午後 1時 53分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

本件につきましては、鳥羽秀男委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 54分 休憩

午後 1時 55分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷲府56番7、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、本件は地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

なお、令和4年1月25日開催の全員協議会で、航空写真等により、現況は雑種地の様相を呈しており、農地及び採草放牧地以外と確認されています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

ここで、暫時、休憩します。

午後 1時 56分 休憩

午後 1時 57分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 賃借料情報の提供について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、賃借料情報の提供について、ご説明申し上げます。

農地法第52条の規定に基づき作成した、足寄町の賃借料情報の内容を公表したく、ご審議をお願いするものです。

それでは、議案書に沿って説明します。

1の収集、整理、分析対象農地につきましては、令和3年1月1日から令和3年12月31日までに、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された賃貸借農地です。

2の提供の内容について、ご説明します。

(1)の普通畑につきましては、東部地区は最高額8,000円、最低額4,000円、平均額5,900円でデータ数は41件です。中部地区は最高額7,000円、最低額4,300円、平均額5,900円でデータ数は23件です。西部地区は該当データがないため、前年据置としています。市街地区は最高額9,600円、最低額4,300円、平均額7,500円でデータ数は34件です。

(2)の牧草畑につきましては、東部地区は最高額5,000円、最低額2,200円、平均額3,900円でデータ数は39件です。中部地区は最高額5,000円、最低額2,500円、平均額3,400円でデータ数は50件です。西部地区は最高額5,000円、最低額3,000円、平均額3,900円でデータ数は16件です。市街地区は該当データがないため、前年据置としています。

次に、3の締結(公告)された地域名の区分につきましては、議案書のとおりです。

なお、本賃借料情報において、公益財団法人北海道農業公社との賃貸借契約は、買入売買金額及び貸付年数によって賃貸借料

が決定する仕組みのため、特殊な取引に係るデータとして除外しています。

また、農地法第3条による賃貸借データも収集の対象となりますが、金額につきましては、貸主借主双方の意志が強く表れている金額のため対象には含めていません。

本賃借料情報は、足寄町ホームページで、公表を行います。また、次号の農業委員会だよりへの掲載を予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年度第35回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 2時 00分 閉会

議 長 齋藤陽敬

農業委員 岡元義春

農業委員 吉村 進
